農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

農業委員会等に関する法律の改正により、 農業委員の選出方法が「選挙制」と「市町村長 の選任制」の併用から議会の同意を要件とす る町長の「任命制」へと変更になりました。ま た農地の最適化を推進するため、新たに「農 地利用最適化推進委員」を農業委員会の委嘱 により設置することになりました。これに伴 い、下記のとおり推薦の受け付けおよび募集 を行います。

◆推薦または募集する人数

- ①農業委員10人
- ②農地利用最適化推進委員9人

◆任期

平成29年7月20日から平成32年7月19日 までの3年間

◆報酬

①農業委員

会長 年額239,000円 委員 年額202,000円

②農地利用最適化推進委員 年額202,000円 (定額分160,000円、実績分42,000円)

◆主な職務内容

①農業委員

農地法などの権限事務について、審査お よび決定を行う。

- ・農業委員会などの会議に出席し、農地法などの権限に属された事項の審議を行う。
- ・農地法などに基づく申請の審査を行う。
- ・農地法に基づき、町内の農地の利用状況 調査および利用意向調査を行う。
- ・農地の利用の最適化(担い手への集積など)のための調整を行う。
- ②農地利用最適化推進委員

担当する地区において、担い手への農地 の集積、耕作放棄地の発生防止・解消など の活動を行い、担当地区内の農地の有効利 用を図る。

・農業委員会定例会・臨時会や研修会など の会議に出席し、担当する区域の農地法 の申請内容について調査し、その結果を 報告する。

- ・農地法に基づく申請について調査を行う。
- ・担当する区域内の農地の利用状況調査および利用意向調査を行う。
- ・農地の利用の最適化(担い手への集積など)のための活動を行う。
- ・農地の貸し手と借り手とのマッチングや 農地中間管理機構との連携などに取り組む。

◆応募資格

- ①農業委員
- ・小野町の職員でない方。
- ・農業に関する識見を有し、農地などの利用の最適化の推進に関する事項その他の 農業委員会の所掌に属する事項に関しそ の職務を適切に行うことができる方。
- ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない方でないこと。
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終 わるまでまたはその執行を受けることが なくなるまでの方でないこと。
- ②農地利用最適化推進委員
- ・小野町の職員でない方。
- ・農地などの利用の最適化の推進に熱意と 識見を有する方。
- ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得 ない方でないこと。
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終 わるまでまたはその執行を受けることが なくなるまでの方でないこと。

◆応募期間

3月31日 金まで

◆推薦・応募方法

- ・地区からの推薦
- ・団体などからの推薦
- 一般公募

所定の推薦書または応募書に必要事項を記 入のうえ、郵送または持参により、農業委員 会事務局までご提出ください。

推薦書および応募書については、農業委員 会事務局に設置しているほか、町公式ウェブ サイトからダウンロードすることができます。

ு 農業委員会事務局(産業振興課内)

272-6935